

寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(提出資料の写しの送付等)</p>	<p>(提出資料の写しの送付等)</p>
<p>第21条 審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。<u>ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p>	<p>第21条 審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。_____</p>
<p>2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。<u>この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p>	<p>2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。_____</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>第22条 (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>5 <u>審査会は、審査会に提出された意見書又は資料が次のいずれかに該当するときは、当該意見書又は資料の全部又は一部について、写しを送付しない若しくは閲覧を拒否することができる。</u></p> <p>(1) <u>第三者の利益を害すると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>その他正当な理由があるとき。</u></p>
<p>第22条 (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>第22条 (略)</p> <p>(意見の提出)</p> <p><u>第22条の2 審査会は、第25条の規定による意見の求めがあつたとき、又は審査手続について町長から意見の求めがあつたときは、審議してその意見を述べる</u><u>ことができる。</u></p> <p>(審査会の招集)</p>

～ 略 ～

第22条の3 町長は、審査会の会長が定ま
っていない場合において必要があると
認めるときは、審査会の会議を招集する
ことができる。

～ 略 ～

附 則

この条例は、公布の日から施行する。